

新型コロナウイルス感染症の感染対策手引き

令和5年5月19日

公益社団法人全国子ども会連合会

<初めに>

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条に基づく基本的対処方針や感染拡大防止ガイドラインに沿って、行政の指導の下、全子連としても対応してきたところです。

本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されました。この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなり、全子連の「新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」につきましても、廃止いたしました。

今後の感染対策は、一律に全子連が求めるものではなく本手引きを参考に各都道府県・指定都市子連・市区町村子連・単位子ども会が自主的に感染対策に取り組むことを基本といたします。

単位子ども会、各連合組織で対応策を決めかねる場合は、都道府県・指定都市子連及び全子連にご確認ください。

なお、昨年度位から全国的に子ども会活動が再開され始めました。子どもの体験活動は、その成長に多くの良い影響があります。

子ども会活動を中止するということは、子どもの体験活動の機会を奪ってしまうこととなります。昨年度は、全国的に多くの子ども会が活動をしましたが、新型コロナウイルス感染症に多数が罹ったという情報には接しておりません。

本年度は、多くの子ども達が体験活動に参加できるようご尽力願います。

<基本的留意点>

1. 子ども会活動における、今後の基本的な感染対策。
特別に新型コロナ対策として必ず対応すべきものは設定いたしません。
 - ① 「三つの密」の回避
 - ② 「人と人との距離の確保」
 - ③ 「マスクの着用」
 - ④ 「手洗い等の手指衛生」
 - ⑤ 「換気」等基本的な感染対策の実施は個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本といたします。
地域の感染状況により、一定のルールを設けるなど適宜行政対応を参考にしながら開催してください。
2. 単位子ども会の活動における留意点
 - ① 事業の開催については、コロナ禍以前のように活発に開催してください。
 - ② 感染状況が落ち着いている場合は、一律にマスク着用を求めるなどはせず、個人の選択を尊重してください。
 - ③ 保護者の方の、考え方を十分に把握し、活動への理解を得ることで多くの参加者での開催を図ってください。
 - ④ 市町村でも感染対策の指針が出ていると思います。行政の指導も配慮の上、事業を進めてください。
 - ⑤ 現状より新型コロナの感染状況が落ち着くまでは、参加する子どもたちの健康状態には十分ご留意ください。(何らかの症状がある場合は、不参加とすること)
 - ⑥ 子どもに発熱等の症状が見られた場合は、速やかに保護者に連絡の上対処すること。その際、子ども本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにしてください
3. 市区町村子ども会の事業開催における留意点
 - ①市区町村で感染対策の指針が出ていると思います。行政の指導も配慮の上、事業を進めてください。
 - ②地域の感染状況を十分に把握した上で開催してください。
 - ③必要がある場合は、都道府県子連にもご相談ください。
 - ④基本的な感染対策の部分は、参加者に周知徹底してください。
4. 都道府県・政令指定都市子連
 - ①大人の方の会合が多いと思いますが、年齢、持病等の健康状態、地域の感染状況等には十分配慮ください。
 - ②基本的な感染対策の部分は、参加者に周知徹底してください。
5. 全子連の事業に関して
原則、参加する方の自主性を重んじての開催になります。
事業ごとに、必要に応じて感染対策をまいります。
6. 政府による「感染対策インフォメーション」を活用ください。

URL : <https://corona.go.jp/events/>

<基本的感染対策の考え方>

1. マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨します。「マスク着用の考え方を見直し等について」を参照。

2. 手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効とします。

3. 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効とします。

<基本的な感染対策の実施に当たっての考え方>

感染対策の見直しに当たっては、以下のように、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮しましょう。

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策の有効性を考えましょう。
(飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策)
- ・実施の手間、コスト等を踏まえた費用対効果を考えましょう。
- ・人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合いを考えましょう。
- ・他の感染対策との重複、代替可能性などを考えましょう。

<位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応>

位置づけ変更後にオミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になった場合、国及び地方行政がただちに必要な対応を講じることとなると思います。

国及び地方行政が、新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」などに位置付け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部等を設置されるなど、基本的対処方針に基づく要請等があれば速やかに対応いたします。

マスク着用の考え方の見直し等について（別紙）

令和 5 年 2 月 10 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方の見直しについて

（1）見直しの概要

・新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。

・このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いする。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

・屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。

・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

・また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

（2）着用が効果的な場面の周知等

・高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記
の場面では、マスクの着用を推奨する。

医療機関受診時

高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時

（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

（3）症状がある場合等の対応

・症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者

がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- ・学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ・基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ・地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
 - ・上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- ・マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- ・マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- ・子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- ・なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子ども体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- ・マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」)に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。